

仙台市ガス局発注工事における電子入札運用基準の取扱いについて

(令和元年12月2日総務部長決裁)

仙台市ガス局発注工事における電子入札運用基準（令和元年12月2日管理者決裁。以下「運用基準」という。）第13条の規定に基づき、運用基準の取扱いを次のとおり定める。

第1条 運用基準第6条に規定する紙入札参加承諾願は、別紙様式のとおりとする。

第2条 電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等の処理を中止し、文書の再提出の方法その他必要な措置を定め、当該電子ファイルを提出した者に通知するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、令和2年1月1日から実施する。

(仙台市ガス局発注工事における電子入札試行運用基準の取扱いの廃止)

2 仙台市ガス局発注工事における電子入札試行運用基準の取扱いについて(平成23年9月30日総務部長決裁)は、廃止する。